

枚方市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年（2024 年）3 月 28 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	泉 大 介
同	田 中 優 子

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

(1) 対象部課

都市整備部	都市計画課
	住宅まちづくり課
	市街地整備室市街地開発課
	市街地整備室連続立体交差課
	施設整備室施設計画課
	施設整備室建築課
	施設整備室設備課
	施設整備室施設管理課
	開発指導室開発調整課
	開発指導室審査指導課

(2) 対象事務

令和5年度（2023年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和5年（2023年）12月1日（金）から令和6年（2024年）3月27日（水）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[都市計画課]

○国土調査法に基づく地籍調査に関する事務について

都市計画課では、国土調査法に基づき、市内の土地の境界や面積の測量などの地籍調査に係る大阪府及び関係部署との連絡調整を担っているが、土地に関する経験や知識を有する職員の組織体制が構築されていないため、取組が進んでいないのが現状である。

自然災害の多発や不明土地の顕在化が社会問題となっている中、国では適正な土地利用、管理を進めるため同法を改正し、各自治体の取組の推進を図っており、本市においても大阪府と連携し、地籍調査の取組を着実に進めるよう要望する。

[住宅まちづくり課]

○屋外広告物の許可に関する事務について

住宅まちづくり課では、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物の表示、設置及び維持等について、規制・指導等を行っている。

事業者等が屋外広告物を表示又は設置するに当たっては、枚方市屋外広告物条例に基づく許可が必要となるが、許可対象物件数に対して申請件数は少ない状況が続いている。

今後、老朽化等による事故防止の観点からも、屋外広告物許可手続の必要性について、市内全域への更なる周知・啓発に努め、申請件数の増加を図るとともに、引き続き、条例等に基づき適正に事務を執行するよう要望する。

[市街地整備室市街地開発課]

○光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業について

市街地開発課においては、現在進められている光善寺駅西地区の市街地再開発事業に対し財政的支援・技術的支援を行っている。

今後も引き続き、再開発組合との連携を密に行い、令和10年度中の事業完了に向け、取組を進めるよう要望する。

[市街地整備室連続立体交差課]

○京阪本線連続立体交差事業について

本市では、都市交通の円滑化と鉄道によって分断された市街地の一体化を図るため、京阪本線連続立体交差事業が進められている。

今後も、事業主体である大阪府をはじめ多くの関係機関や庁内関係部署と連携を図り、着実に事業を進めるよう要望する。

[施設整備室施設計画課]

○小中学校体育館空調設備の整備について

施設計画課では、小中学校体育館空調設備整備DBO事業における事業者の公募、選定手続及び契約に関する事務を担っている。

同事業は2度の入札不調を経て事業者決定となったが、令和6年度中の設置完了を目指し、現在は設備課において設計・施工が進められている。設置後15年間は事業者により維持管理されることを考えると適正に履行確認を行っていくことが重要となることから、担当課への引継ぎを確実に行うよう要望する。

なお、施設計画課では、小中学校教室等空調設備更新DBO事業においても同様の事務を行うことから、今回の一連の事務を通じて生じた諸課題を十分に踏まえた上で、公募から契約に至る事務を円滑に行うよう要望する。

[施設整備室建築課]

○工事等におけるアスベスト（石綿）の除去作業について

建築課では、禁野小学校整備に係る設計や、枚方市市有建築物保全計画第Ⅲ期実施計画及び枚方市学校整備計画実施計画に基づく保全工事等については、おおむね適切に事務が執行されているものの、アスベスト除去作業が伴う工事において、施工事業者に義務付けられた作業の実施状況の記録が欠落しているものが一部に見受けられた。

今後は、アスベスト含有建材の除去及び処理に係る作業工程の記録が適切に行われているか、履行確認を行うよう要望する。

[施設整備室設備課]

○学校施設の法定点検業務について

設備課では、学校施設の法定点検業務を担い、建物の適切な維持管理に取り組んでいる。対象となる 63 小中学校の施設は、経年劣化等により不良箇所や改善指摘事項が年々増え続けていることから、今後も引き続き、枚方市学校整備計画との整合性を図り、優先順位を決めた上で、必要な修理・修繕を実施するよう要望する。

[施設整備室施設管理課]

○学校園の環境整備に関する委託事務について

施設管理課では、学校園及び各施設所管部署からの業務応援依頼に基づき、直営作業による建築施設、設備の修繕等のほか、委託による樹木の剪定・伐採及び除草作業等の契約手続を行っている。

学校園における樹木の剪定・伐採作業については、主に小規模委託により実施されており、契約手続に関する時間の制約が少ない反面、契約課に依頼し入札により決定した契約金額と比較すると、割高な状況となっている。

今後も、学校園と調整を図りながら、入札による契約の拡大に努めるなど、効率的・効果的な予算執行に取り組むとともに、再委託に係る手続や履行確認を適切に行うよう要望する。

[開発指導室開発調整課]

○開発調整課の所管事務について

開発調整課では、開発情報マップシステムにより、建築基準法や都市計画法で定められた図面等の整備・管理を行い、市民等に閲覧及び交付する環境を整えている。

図面等の写しの交付については、枚方市開発関係事務条例等に基づき手数料を徴収しており、調定及び金融機関への払込みは、枚方市会計規則に基づき適正に行われていたが、釣銭の渡し間違いや受取金の数え間違いなどで、一日の収入額がレジの売上データと一致しない事例が発生していた。

今後は、都市整備部が取り組んでいる新たな業務システムの導入により、違算金の発生リスクは低減されることとなるが、既に手元にある違算金については、適正に処理を

行うよう要望する。

[開発指導室審査指導課]

特に指摘すべき事項はなかった。